



○事務局 では定刻になりましたので、第5回認可部会を開催させていただきます。

残暑厳しい中、またお足元の悪い中、当認可部会にご参集賜り誠にありがとうございます。本日は過去の部会も含めると、通算で5回目の認可部会でございますが、令和5年8月30日付で新たに認可部会委員が指名されてからの初めての会議となりますので、部会長が選出されるまで、事務局にて議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは開会に先立ち、こども部長、ご挨拶申し上げます。

○事務局 改めましてこんにちは。今年度4月1日に、こども部長を拝命いたしました田中でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から本市の子ども・子育て支援施策の推進に多大なるご協力を賜り、厚くご礼を申し上げます。また、このたびは、子ども・子育て会議の部会である「認可部会」の委員指名につきましても、ご快諾をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年度に子ども・子育て会議委員の皆様のご意見を賜りながら実施しました、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後、さらなる教育・保育の確保方策が必要との結果となりました。

加えて、この間の保育利用ニーズの高まりや新規利用申込者数の急激な増加も相まって、令和5年度4月1日における厚生労働省定義の待機児童が5年ぶりに発生することとなりました。

また、保育施設等を利用できない「未利用児童」も大幅に増加しており、本市としては保育施設の新規認可をはじめとした保育の受け皿確保方策は不可欠な状況となっております。そこで、令和5年3月30日に、小規模保育事業設置・運営事業者を募集し、その結果、令和5年度中に開設予定の5園の小規模保育事業運営事業者を選定しました。

今年度は、当認可部会を複数回開催する予定でございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、会議への出席についてご協力いただき、当該5園の認可に対する忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

○課長代理事務局 それでは次に、当認可部会の位置づけについて説明いたします。

○事務局 それでは説明いたします。

市が家庭的保育事業等の設置に係る認可を行おうとするときは、児童福祉法の規定により、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこと定められております。

児童福祉法に規定されている児童福祉審議会の役割を担う会議としまして、本市は「守口市子ども・子育て会議」を条例により設置しておりますが、より専門的な見地により、家庭的保育事業等の認可に係る調査・審議を行うことができるよう、「守口市子ども・子育て会議認可部会」を設置しております。

今般、市において小規模保育事業の設置・運営事業者を募集し、応募があった事業者について選定を行いましたが、当該事業者が設置する事業所の認可に当たり、委員の皆様からの意見を聴取させていただくため、当認可部会を開催させていただいたものです。

後ほど、事業者に関して事務局から説明させていただきますが、認可部会委員の皆様には、認可に係る事業者及び設置を予定している事業所の事業内容等について、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○課長代理事務局 それでは次に、本部会の傍聴について事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、認可部会の傍聴についてご説明申し上げます。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとなります。

また、後ほど改めましてご説明いたしますが、審議内容に個人情報や企業に関する情報が含まれている場合は、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項のただし書の規定により、会議を非公開とすることが適当であると考えております。

当該非公開部分に関しては、一般の傍聴人には一時ご退出いただきますが、守口市子ども・子育て会議の委員につきましては、子ども・子育て会議運営要領第5条の守秘義務に関する規定の遵守をご了承いただいた上で、そのまま傍聴していただくことが可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議事要旨作成のため、当部会はレコーダーで内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○課長代理事務局　それでは、本日の出席委員数について報告を求めます。

○事務局　本日の出席委員は、定数5名中4名でございます。なお、森委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○事務局　ただいま報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、本日は新委員による初めての認可部会でございますので、まずご出席いただいている委員の皆様一言ずつお願いしたいと思っております。名前だけでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

では、私からお名前を順番にお呼びいたしますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、久保田委員お願いいたします。

○久保田委員　久保田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局　次に、木下委員お願いします。

○木下委員　はい、木下です。よろしくお願いいたします。

○事務局　次に、柏木委員お願いします。

○柏木委員　柏木智子と申します。よろしくお願いいたします。

○栗山　最後に栗山委員お願いします。

○委員栗山　栗山美穂です。よろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

では次に、本日の配付資料について説明いたします。

○事務局　それでは、本日の会議資料についてご説明をいたします。

まず、資料①第5回守口市子ども・子育て会議認可部会次第。

次に、資料②認可予定の地域型保育事業に関する概要。

次に、資料③認可予定の地域型保育事業者から提出のあった認可書類。

次に、参考資料①守口市小規模保育事業設置・運営事業者募集要項。

最後に、参考資料②守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

○事務局　ただいま事務局から資料の説明がありましたので、各自、資料のご確認をお願いします。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、不足等はないようでございますので、早速本日の議題に入らせていただきます。

本日の議題は、次第に記載しておりますとおり4つございます。

まず、1つ目の議題、部会長の選出にまいります。部会長は守口市子ども・子育て会議条例第7条に、委員の互選により定めると規定されております。何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○柏木委員 よろしいでしょうか。

○事務局 柏木委員お願いします。

○委員 守口市子ども・子育て会議の会長も務められていらっしゃる、久保田委員に部会長をしていただくのはいかがでしょうか。

○事務局 ただいま柏木委員からご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。ご異議がないようですので、久保田委員に部会長をお願いしたいと思います。

それでは、部会長が選出されましたので、以降の議事進行は久保田会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(久保田委員、部会長席に移動。)

○会長 では、ただいま部会長に指名させていただきました久保田と申します。一つ挨拶ということで、はい。部会長に指名させていただきました、これまでもずっと認可部会をしてたんですが、現在、小規模保育施設は多様な事業者が入ってきてるってということもありますので、基本的には市が選定してこちらのほうで意見ということにはなるかと思うんですけど、単に量を増やすんじゃなくて、質も担保できるような議論をできればいいかなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それでは、議題②の部会長、部会長の職務代理者の選出についてを議題にしたいと思います。

守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第3条2項では、部会長に事故があるときは、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、私からご指名させていただきたいと思っております。

前回の認可部会においてもお願いしておりましたが、今回も木下委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○木下委員 よろしくお願いたします。

○会長 次に、「会議の運営についての確認」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、会議の運営についてご説明申し上げます。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとなります。

守口市子ども・子育て会議運営要領第2条には、個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容について審議する場合、または子育て会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、会議を非公開とすることができることとなっております。そのため、審議内容に個人情報などが含まれている場合における会議の公開の取扱い等につきましては、この部会で、個々の事案ごとに取扱いを決めさせていただきたいと考えております。

事務局としましては、議題④の「小規模保育事業所の認可」について、事務局からの説明部分に関しましては、内容が既に市ホームページ上に公開されているものであり、公開することで「公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある」とまでは言えないため、公開するものと考えております。

一方で、具体的にご審議をお願いする部分につきましては、認可申請の申請者や、実際に保育に従事する者などの個人情報をはじめ、「特定の個人を識別し得る内容が含まれている」ことに加えて、認可申請をされた法人の事業情報などが含まれており、それを公開することで「公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある」ことから、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項の規定により、会議を非公開とすることが適当であると考えております。

なお、議事録の取扱いでございますが、会議の一部非公開が決定された場合は、当該非公開部分につきましては、議事録も非公開となります。

議題④の審議に入る前に、以上のことをご決定いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。事務局より、個別の審議内容については非公開が適当であるとの説明がありました。今回の認可に際して、各委員に具体的にご審議していただく部分については、法人の事業情報に加え、管理者や保育従事者など個人情報も含まれていることから、事務局の説明どおり、非公開とすることが適当だと思いますが、皆様の意見は、委員の皆様の意見はいかがでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。それでは、この後の議題④の「小規模保育事業所の認可について」は、具体的な審議部分については、非公開とすることとします。

審議の進め方としては、事務局から議題④について施設の概要の説明を受け、その後、具体的な審議部分だけ非公開といたします。

それでは、「小規模保育事業所の認可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題④「小規模保育事業の認可について」ご説明申し上げます。

本市では、「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口」を基本理念に、この間、子ども医療費助成の拡大や、幼児教育・保育の無償化、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援・充実を図るため、子育て世代包括支援センターを設置するなど、様々な子育て支援施策を実施してきました。とりわけ、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29年4月から国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化政策では、多くの市民から好評の声をいただくとともに、それまで減少傾向であった就学前児童人口が増加に転じるなど、本市の子育て世帯の定住につながっているところです。

市では、無償化政策の実施に合わせ、民間活力の導入によって市立保育所や小規模保育事業の新規認可等を行うなど、保育の受皿確保にも取り組んでおり、無償化政策を実施した平成29年4月には前年と比較して約500人分の受皿を新規認可等で新たに確保するなど、現在までに約900人分の受皿を確保してきました。一方で、厚生労働省定義の待機児童には該当しないものの、保育施設等の利用申込みを行ったにも関わらず、保育施設等を利用できない未利用児童が毎年100名を超えるような状況が続いており、令和5年2月に行った第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいても、今後、さらなる確保方策が必要との結果が得られるなど、引き続き、適切な受皿確保方策の推進は不可欠な状況です。

そこで、民間事業者を活用し、新たな保育の受皿を確保することで、本市におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、令和5年3月30日に、小規模保育事業設置・運営事業者募集を実施し、その結果、令和5年度中に開設予定の5園の小規模保育事業を運営する事業者を選定しました。

今回、認可部会で認可に対してご意見を伺うのは、このうち、10月1日開設予定の2園及び11月1日開設予定の1園の、合わせて3園の小規模保育事業となります。

それでは、各事業者の概要について、ご説明申し上げます。

資料2「認可予定の地域型保育事業に関する概要」をご覧ください。

これは、今回認可申請のあった小規模保育事業に関する概要をまとめたものでございます。今回、認可予定の施設はいずれも小規模保育事業A型で、10月1日開所予定の施設が2園、11月1日開所予定の施設が1園の合計3園でございます。

まず、10月1日開所予定の2施設について、ご説明申し上げます。

1件目ですが、事業所名称が「南寺方にここにこ保育園」で、開設予定エリアは南部エリアです。設置主体及び施設の所在地は記載のとおりです。認可定員は19人。開所時間は、7:30～18:30までの11時間で、延長保育時間については18:30～19:30でございます。

給食は、次に説明します、同建物の2階で同一法人にて運営予定の小規模保育事業からの搬入です。なお、食事の提供に関しましては、自園調理が原則となっておりますが、一定の条件のもと、同一法人が運営する小規模保育事業からの搬入も認められております。

保育室設置階は1階、事業所専有延べ床面積は、101.86平方メートル、保育室等の面積は、56.04平方メートル、園庭は、屋上園庭があり、面積は95.58平方メートルです。

最後に、連携施設は1カ所確保しております。

以上が、「南寺方にここにこ保育園」の概要となります。

続きまして、2件目ですが、事業所名は、「南寺方にここにこ第二保育園」、開設予定エリアは南部エリアです。設置主体及び施設の所在地は記載のとおりで、1件目に説明しました施設と同一法人により同一建物内で運営します。認可定員は19人。開所時間は、7:30～18:30までの11時間で、延長保育時間については18:30～19:30でございます。

給食は、自園調理となります。

保育室設置階は2階、事業所専有延べ床面積は、123.93平方メートル、保育室等の面積は、56.90平方メートル、園庭は屋上園庭があり、面積は、95.58平方メートルです。

最後に、連携施設は1カ所確保しております。

以上が、「南寺方にここにこ第二保育園」の概要となります。

最後になります、3件目は、事業所名称が「もりもりえがおの保育園」で、開設予定エリアは南部エリアです。

設置主体及び施設の所在地は記載のとおりです。認可定員は12人、開所時間は、7:30～18:30までの11時間で、延長保育時間については7:00～7:30及び18:30～19:00でございます。

給食は、自園調理です。

保育室設置階は1階、事業所専有延べ床面積は、78.48平方メートル、保育室等の面積は、34.12平方メートル、園庭はなく、代替として近隣の公園を利用されます。

最後に、連携施設ですが、現時点では確保に至っておらず、市内の認定こども園等に協力依頼を行っているところです。

以上が、「もりもりえがおの保育園」の概要となります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

○会長　ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、ここから具体的な審議に入りますので、非公開といたします。ちょっとこの間休憩ということで。

(非公開部分)

○会長　それでは、部会を再開いたします。

審議の結果、市が認可を予定している小規模保育事業所3園については、設置基準上は問題等まではいかないということでしたが、個々の園に関して、当認可部会としては意見があります。

まず、株式会社K‘3が運営を予定している「南寺方にこここ保育園」についてですが、保育士間のチーム力が発揮できるような運営をしてほしいと。ちょっと単独で言っちゃうと分かりにくいんですけど、この園に関しては、保育士間のチーム力を発揮できるような連携、運営をしてほしいということと、第一園と第二園が別の園ということは前提として、しっかりとした連携も取って運営してほしいという、そういうことです。

で、同じくまた株式会社K‘3が運営を予定している、「南寺方にこここ第二保育園」ですが、ここも保育士間のチーム力を発揮できるような運営をしてほしいということと、この第一園と第二園の連携をしっかりしてほしいという、2つの園には同じような意見が出ました。

次に、プレシャスファミリーが運営を予定している「もりもりえがおの保育園」ですが、まず保育士の確保、ちょっとこの段階でもまだ確保できてないということで、とにかく確実にしてくださいと。で、連携施設の確保も確実にしてくださいということ。それと、保育内容が全体的な計画をちょっと検討させていただくと、保育内容についても、もう少ししっかりと検討してから保育を進めてほしいということ。それと、もう少し具体的な話、4番目として、園庭がないということで、子どもたちが近所の公園に行って、いろいろ遊んだりとかするということになりますので、それについてしっかりと安全確保することや、保護者さんに説明会などではしっかりと説明するというのをお願いできたらと思います。

プレシャスファミリーについては以上の4点になります。

以上を認可部会の意見させていただきます。

なお、審議の概要及び認可部会としての意見につきましては、この会議終了後に開催いたします、「第39回子ども・子育て会議」で、事務局から報告していただきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局　次回の認可部会でございますが、現在のところ、令和6年1月開所予定の小規模保育施設が2施設ございますので、当該2施設の認可について委員の皆様のご意見をいただきたいと考えており、令和5年12月頃の開催を予定しております。開催予定や議題については、追加、変更させていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

認可部会を閉会した後は、引き続き、第39回守口市子ども・子育て会議を開催いたしますが、各委員におかれましては、引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、子育て会議のほうの開催時間が、開始時間が16時を予定しておったんですけども、現時点で16時13分になっておりますので、事務局のほうで至急準備させていただいて、準備が整い次第、子育て会議のほうは開催とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務連絡につきましては以上でございます。

○会長　本日の案件は以上でございます。ちょっと遅くなってどうも申し訳ありませんでした。

それでは引き続き、子ども・子育て会議もよろしくお願いいたします。

じゃあ、これにて閉会いたします。ありがとうございました。

閉会　午後4時20分